

中学校の部活動の地域移行に関する推進計画

令和6年4月

三条市

中学校における部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。

しかし、部活動を巡る状況は、近年、少子化が深刻化する中、特に持続可能性という面での課題や、競技経験のない教員が指導せざるを得ない点、休日も含めた運動部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教員にとって負担となっていることも指摘されています。

こうした状況を踏まえ、令和2年9月に、文部科学省、スポーツ庁、文化庁は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示しました。

令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応を示しました。三条市では、学校と地域が協働・融合した部活動を実現することを目的に、保護者代表や教職員、諸団体の代表者等を構成員とする三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会を設置し、地域移行に向けた課題整理を行っていきます。このたび、改革推進期間において、三条市立中学校及び三条市立義務教育学校後期課程（以下「中学校等」とする）の休日における部活動の地域クラブ活動への移行が推進されるよう、「中学校の部活動の地域移行に関する推進計画」を作成しました。本計画を踏まえ、これまで「学校単位」で教員が担うことを前提として行われてきた部活動の教育的意義や役割を地域に継承・発展しつつ、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していく必要性について、生徒をはじめ、学校、地域、保護者で共通理解を得られるよう意識改革を図り、部活動の地域移行に取り組んでまいります。本推進計画を参考に、生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するとともに、教員の負担軽減につながる取組を推進することが求められます。

令和6年4月

三条市

目次

1 学校部活動の地域移行に関する推進計画の策定の目的	1
2 地域移行に向けた推進目標	1
3 現状.....	1
(1) 部活動の実態	1
(2) 市内中学校等の部活動の実態	1
(3) 地域移行に向けたこれまでの取組と関係者への情報提供.....	1
4 地域移行に向けた取組.....	2
(1) 移行期開始時期.....	2
(2) 段階的な地域移行のイメージ.....	2
(3) 管理主体	2
(4) 運営主体	2
(5) 指導者の報酬.....	2
(6) 指導者の配置.....	3
(7) 指導者研修.....	3
(8) 支援	3
(9) コーディネーター業務.....	3
(10) ガイドライン・計画の見直し 地域移行の推進に向けた協議.....	4

1 学校部活動の地域移行に関する推進計画の策定の目的

学校部活動の地域移行に関する推進計画（以下「推進計画」という。）は、別途策定した「三条市中学校の部活動の地域クラブ活動への移行に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、実態に合った地域移行を実現するため、令和5年度からの改革推進期間における取組の展望を示し、部活動の地域移行を推進することを目的とする。

2 地域移行に向けた推進目標

令和8年度までに、原則として中学校等における休日の部活動の地域移行完了を目指す。
また、令和11年からは部活動を完全に停止し、平日・休日とも地域クラブ活動とすることを目指す。

3 現状

(1) 部活動の実態

文部科学省による「教員勤務実態調査（平成28年度）」では、中学校の教員が、休日の部活動に従事する時間が、平成18年度に比べて、約1時間増加していることが明らかにされている。また、文部科学省が平成27年に示した「学校現場における業務改善のためのガイドライン2015」では、部活動指導に従事している教員のうち、部活動指導や大会引率を負担に感じている教員の割合が50%近くであったことが報告されている。

(2) 市内中学校等の部活動の実態

令和5年度の各種調査では、市立中学校全生徒は約2,270人。所属割合は約64%が運動部、約23%が文化系部に所属している。10年間で比較した場合、中学3年生の生徒数は76%、運動部設置数は90%と減少曲線を描いているが、部活動加入割合は全国的にも学校部活動加入率はやや低いと考えられる。

※平成29年スポーツ庁運動部活動加入率調査結果の加入率65%との比較

(3) 地域移行に向けたこれまでの取組と関係者への情報提供

- ・令和4年10月11日(火)～21日(金)三条市役所栄庁舎にて競技別懇談会
11(火)サッカー、12(水)軟式野球、13(木)バレーボール、14(金)ソフトテニス、
17(月)卓球、18(火)柔道、19(水)剣道、20(木)陸上競技、21(金)バスケットボール
- ・令和5年2月16日(木)三条市体育文化会館にて市長による市民向け説明会実施
- ・令和5年4月19日(水)三条市役所栄庁舎にて中学校長に説明と質疑応答
- ・令和5年4月27日(木)地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について文書配布
- ・令和5年4月28日(金)「休日の部活動の段階的な地域移行」中学校全保護者へ文書配布
- ・令和5年5月20日(土)柔道の地域クラブ活動開始
- ・令和5年6月29日(木)三条市役所栄庁舎にて部活動の地域移行に関する情報交換のための中学校長会実施
- ・令和5年7月8日(土)軟式野球の地域クラブ活動開始
- ・令和5年8月29日(火)三条市役所栄庁舎にて部活動地域移行に関する意見交換会
- ・令和5年9月23日(土)ソフトテニス試行的イベントを三条市スポーツ協会が施設管理自主事業として実施
- ・令和5年11月18日(土)陸上競技の地域クラブ活動開始
- ・令和5年12月21日(木)三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会設置要綱告示
- ・令和6年2月8日(木)三条市役所栄庁舎にて第1回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会実施
- ・令和6年3月28日(木)三条市役所栄庁舎にて第2回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会実施

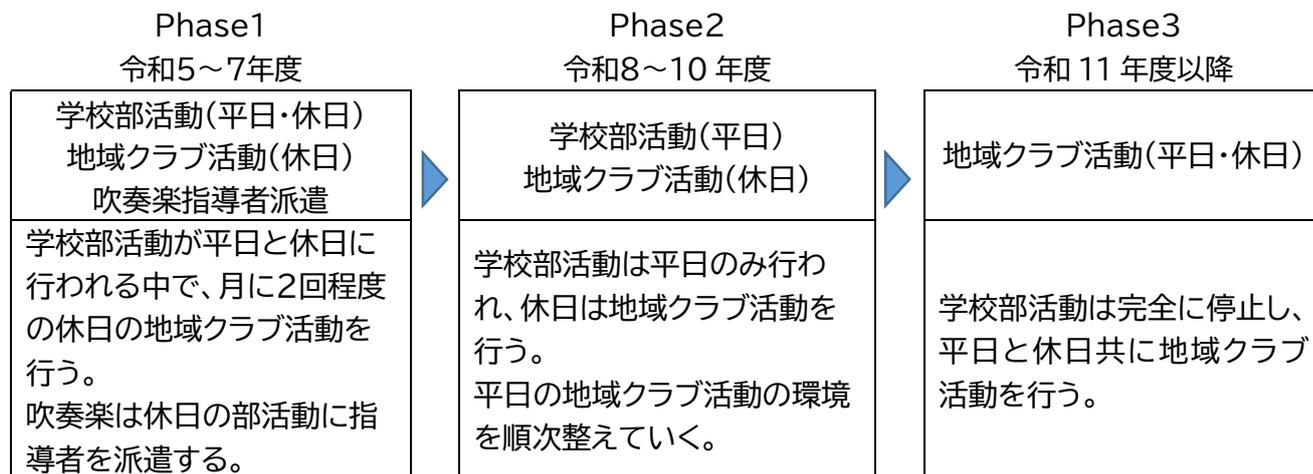
4 地域移行に向けた取組

(1) 移行開始時期

年	R5	R6	R7	R8
スポーツ	柔道 軟式野球 陸上競技 } 実施	3～6種目実施	残りの種目実施	休日は全て 地域クラブ活動
文化芸術	吹奏楽は部活動として実施 外部指導者を派遣			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 休日は、学校部活動又は月2回程度の地域クラブ活動 </div>			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> モデル校での地域クラブ活動 </div>			

※休日に活動している部活動は、スポーツ種目は9種目、文化系は吹奏楽のみ
 スポーツ種目：柔道、軟式野球、陸上競技、剣道、バスケットボール、サッカー、バレーボール、ソフトテニス、卓球

(2) 段階的な地域移行のイメージ



※Phase1～3については、国の方針等で変化する場合があります。期間は目安であり、詳細は年度ごとの推進計画で定める。

(3) 管理主体

中学校等の平日の部活動を停止するまでの間は、教育委員会内に管理主体事務局を設置する。

(4) 運営主体

スポーツ種目は、令和5年度から一般社団法人三条市スポーツ協会に事業業務を委託して実施する。スポーツ種目に関する推進計画の詳細は、別に示す。

文化芸術分野の吹奏楽に関しては、令和6年度からは三条市吹奏楽団に事業業務を委託して、学校部活動に指導者を派遣する。

吹奏楽以外の文化芸術活動については、今後検討を進める。

(5) 指導者の報酬

令和5～7年度(Phase1)の間は、休日の活動について謝礼金は1時間につき1,600円とし、1回3時間の活動を原則として4,800円を支払う。令和8年度以降の指導者の謝礼金については、平日の移行も踏まえ、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等の場で協議しながら別に定める。

(6) 指導者の配置

① スポーツ種目

- ・ 地域クラブ活動に関わる競技団体の指導者
- ・ 県央スポーツサポーターバンクに指導者の派遣を依頼
- ・ 地域クラブ活動に関わる三条市立中学校体育系部活動指導補助者や部活動指導員
- ・ 兼職兼業を希望する教員

② 文化芸術分野

- ・ 三条市吹奏楽団、三条市文化団体協会、三条美術協会、三条市音楽協会の指導者等
- ・ 三条市生涯学習人材バンク登録者
- ・ 兼職兼業を希望する教員

(7) 指導者研修

① スポーツ種目

- ・ 指導者は原則、次の研修の内、アを必須とし、イ～エのいずれか1回を必ず受講することとする。

ア 普通救命講習及びAED講習（医療従事者・消防関係者は免除）

イ 三条市スポーツ協会・三条市スポーツ少年団 指定研修会

ウ 三条市 指定研修会

エ 県央スポーツネットワーク 指定研修会

- ・ 各関係団体が主催する指導者対象の研修会を案内し、積極的な研修参加を促すとともに中央団体が実施している「指導者資格習得」の案内を行う。

② 文化芸術活動

- ・ スポーツ種目指導者向けに作成された、「指導者倫理と指導方法」「ジュニア期の特徴」「地域移行後の部活動の在り方」等の内容を含む「ジュニア期のスポーツ指導」動画について、文化芸術活動の指導者にも共有する。
- ・ 著作権など留意すべき必要な情報は管理主体から発信する。

(8) 支援

① 保護者の諸経費負担に関する支援

令和7年度までは地域クラブ活動の参加費は1,000円(保険料800円含む)とする。

② 経済的困窮家庭に関する支援

要、準要保護世帯に対して実施する。

③ 送迎に関する支援

実施しない。

(9) コーディネーター業務

① スポーツ種目

一般社団法人三条市スポーツ協会に、統括コーディネーターと種目コーディネーターを業務委託することで事業を推進する。

ア 統括コーディネーター業務

- ・ 三条市とともに、令和8年度的全競技本格実施に向けた関係団体との連絡調整、地域クラブ活動への指導助言に関する業務等。

イ 種目コーディネーター業務

- ・ 担当種目の地域クラブ活動の運営に関する業務等。

② 文化芸術分野

- ・ 令和6年度から7年度までの休日の地域移行期間は、三条市吹奏楽団との事業業務委託によりコーディネーターを配置して、各校の希望に応じて学校部活動に指導者を派遣する。

- ・吹奏楽以外の文化芸術活動については、当面の間、学校教育課がコーディネーター業務を行う。

(10) ガイドライン・計画の見直し 地域移行の推進に向けた協議

- ・令和5年度に「三条市中学校の部活動の地域クラブ活動への移行に関する基本方針」を策定した。
- ・中学校体育連盟や吹奏楽連盟の方針、全国大会やコンクール等への参加基準の見直しが予想される。また、部活動の地域移行における状況は今後も未確定な部分が多いことから、その時々状況に応じ、計画の見直しを行うものとする。
- ・市は三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会で推進計画等を周知しながら事業を実施する。各担当は、関係者への具体的な説明を行うとともに、意見交換などの場を設定し、必要な事項は三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会で意見を求める。